入　　札　　情　　報

公表日　令和８年３月２日

R8 - 公募型指名競争入札 第　KS-　１　号	教育局総務課内学校施設整備室

次により、公募型指名競争入札(期間入札)を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱、高松市公募型指名競争入札試行要領、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類をＦＡＸで送信してください。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、ＦＡＸの受信が直ちに指名につながるものではありません。

また、ＦＡＸによる送信が不都合な場合は、持参も可とします。

公募型指名競争入札の解説など

・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「入札・契約情報」〉契約監理課ホームページの「契約事務全般など」に掲載しています。
・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を　３月　６日(金)正午までに教育局総務課内学校施設整備室に提出する必要があります。御注意ください。
・表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

１　入札に付する業務	高松市立小学校芝生維持保全業務委託
２　業務の履行場所	新番丁小学校　外１５校
３　業務の種類	芝生の維持保全
４　入札書提出期間	令和８年３月２５日（水）から 令和８年３月３１日（火）午後３時まで必着
５　履行期間	令和８年４月１日（水）から令和８年９月３０日（水）まで
６　業務の概要	高松市立新番丁小学校　外１５校の芝生の維持保全
７　予定価格	非公表
８　最低制限価格	設定しない。
９　入札保証金	要しない。
１０　契約保証金	要する。（高松市契約規則第２４条各号のいずれかに該当する場合は不要）

１１　支払条件	（１）　前金払　無し （２）　部分払　無し （３）　完了払　有り
１２　入札参加条件	（１）　申請日現在、高松市入札参加資格者名簿（工事）に業種名「造園工事業」登載されている企業の定義は、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準（以下「運用基準」という。）による。）であること。 （２）　高松市指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。 （３）　過去１５年以内（下請実績の場合は７年以内）に学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する学校または同種の学校において、芝生２３，０００平方メートル以上の維持保全した実績を有すること。（発注機関は運用基準に記載のものに限る。）なお，１３で求める実績調書に入札参加条件に適合する実績の履行内容が確認できる書類を添付すること。 （４）　芝草管理技術者２級以上の資格を持っている管理者が所属していること。 （５）　入札参加資格者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。 （６）　指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
１３　入札参加申請	入札参加を希望する者は、入札参加申請書及び実績調書(指定様式)に入札参加条件１２（３）、（４）を明らかにすることができる書類を添付し、ＦＡＸ又は持参すること。 （申請受付専用ＦＡＸ番号　０８７－８３９－２６１５） ※　契約監理課発注の場合とＦＡＸ番号が異なりますので御注意ください。 ※　受信確認のため、ＦＡＸ送信後、送信した旨の連絡を参加申請書提出期間中の市の執務時間中(日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日以外の日の午前８時３０分から午後５時１５分まで)に電話連絡すること。(電話番号　０８７－８３９－２６１２)
１４　参加申請書提出期間	令和８年３月２日(月)から同月６日（金）まで(同日正午必着)
１５　指名(非指名)通知	（１）　入札参加資格の有無について、令和８年３月９日（月）までにＦＡＸで送信する。 （２）　指名した者には入札通知書を、指名しなかった者には指名しなかった理由を送信する。

<table>
<tr><td colspan="2">１６　入札説明</td><td>実施しない。なお、設計図書等については、このページを開く画面から閲覧及びダウンロードできます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">１７　質問及び回答</td><td>（１）　本業務の内容に質問がある場合は、令和８年３月１３日(金)正午までに質問書（指定様式）を教育局総務課内学校施設整備室にＦＡＸで送信すること。
質問受付ＦＡX番号　０８７－８３９－２６１５
（２）　質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり閲覧に供する。なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上入札しなければならない。
ア　閲覧期間　令和８年３月１７日（火）から
令和８年３月３１日（火）まで
イ　閲覧時間　午前９時から午前１２時００分まで及び
午後１時００分から午後５時まで
（閲覧初日に限り、午後１時までに閲覧開始。土日、祝日無し）
ウ　閲覧場所　高松市役所　教育局総務課内学校施設整備室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１８　入札
及び開札</td><td>日時</td><td>令和８年３月２５日（水）から
令和８年３月３１日（火）午後３時まで必着</td></tr>
<tr><td>場所</td><td>高松市役所１０階教育局総務課打合せコーナー</td></tr>
<tr><td colspan="2">１９　再度入札</td><td>無</td></tr>
<tr><td colspan="2">２０　問い合わせ先</td><td>高松市　教育局総務課内学校施設整備室
電話番号　　０８７－８３９－２６１２
ＦＡX番号　０８７－８３９－２６１５
E-Mail　　kyoikusomu@city.takamatsu.lg.jp</td></tr>
<tr><td colspan="2">２１　その他</td><td>（１）ここに明記のない条件等については、契約監理課発注の公募型指名競争入札に準ずるものとする。</td></tr>
</table>

【注意事項】

（１）　次の場合は参加できない。

ア　地方自治法施行令第１６７条の４第１項に規定する者に該当することとなったとき。

イ　経営・資産・信用等の状況に変動があり、契約の履行がなされないおそれがあると認められるとき。

ウ　高松市指名停止等措置要綱（平成２４年高松市告示第４０３号）の規定により指名停止を受けたとき。

エ　その他職員の指示を守らなかったとき。

（２）　市長は、緊急やむを得ない理由により、競争入札を行うことができないと認めるときは、本競争入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本競争入札参加者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

（３）　本入札は、令和８年度業務委託の契約に先立つ準備行為として行うものであり、令和８年度予算が市議会において可決されることを前提（停止条件）とするものである。

１　趣旨

高松市立小学校芝生維持保全業務委託に係る契約希望金額（消費税及び地方消費税抜）による競争入札により、契約の相手方を決定します。

２　委託業務等の詳細

委託業務等の詳細は、別添仕様書のとおりです。

３　入札書記載事項等

（１）　委託業務に係る契約希望金額（消費税及び地方消費税抜）を入札金額とすること。記載した入札金額に、その額に１００分の１０乗じて得た額を加えた額が契約金額となります。

（２）　住所、商号又は名称、代表者氏名、入札金額、案件名及び入札年月日を正確に記入し、押印の上、提出すること。記載事項を訂正した場合は、訂正箇所に必ず押印すること（押印する場合の印鑑について、法人印（社印）は使用できません。代表者又は受任者の個人を特定する印鑑を使用してください。また、押印する印鑑は、契約の締結、代金の請求等においても使用する印鑑としてください。）。

なお、入札書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。押印のない入札書を提出する場合は、入札書の記載欄に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者（事務を担当する部門の

者）の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載してください。訂正した場合は、訂正箇所近くの余白に訂正した者の氏名をフルネームで記載してください。なお、訂正した者が当初記載された担当者と異なる場合は、記載欄の担当者欄に、訂正した者の氏名をフルネームで追記してください。

また、押印の有無にかかわらず、いずれの方法であっても金額の訂正は認められません。

（３） 入札書は別添の市指定様式によるものとし、入札書の宛先は「高松市長」とすること。

（４） 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア　連合その他不正な行為によってなされたと認められるもの

イ　同一の入札について２以上の入札書を提出したもの

ウ　入札金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの（押印のない入札書においては、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先の記載がないもの）

エ　入札金額を訂正したもの

オ　市が指定する入札書以外の様式によるもの

カ　鉛筆等の容易に訂正可能な筆記用具で記載したもの

4　質問に対する回答

入札通知書に記載の【注意事項】(1)の質問に対する回答については、当該質問をした者に通知するほか、入札書提出に先立って、取りまとめて全入札参加者にその内容をファクシミリで通知します。入札参加者は、当該内容を熟知の上、入札書を提出しなければなりません。

また、次の書類間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(3)までの順番とし、これにより難い場合は、委託者と受託者との間で協議して定めるものとします。

（1） 契約書

（2） 質問回答書

（3） 仕様書

5　入札書の引換え等の禁止

提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。

6　参加資格要件を満たすことの誓約

入札書を提出した者は、地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなす。

7　入札書提出に当たっての注意事項

案件名、入札金額等を確認の上、高松市契約事務担当員の指示に従い、提出してくだ

さい。

なお、日時等指定以外は受け付けできませんので、御注意ください。

また、郵送の場合は、次に定めるところによります。

（１） 入札書提出日時の期限必着です。入札書が教育局総務課に到着した日時については、郵便追跡サービスによるものとします。

（https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/）

（２） 郵送に当たっては、一般書留又は簡易書留によってください（これら以外で送達されたものは受け付けません。）。

（３） 郵送用封筒は末尾の記載例に従い、記載してください（送付先（宛名）の表記が課名までないものは受け付けません。）。

８　契約の相手方の決定方法など

指定時刻に、提出された入札書を開封し、次の要領で委託業者を決定します。

（１） 予定価格の範囲内で、入札者の入札金額が最も安価な入札金額をもって入札もった業者に決定します。

（２） （１）の場合において、最も安価な入札金額をもって入札もった業者が２者以上あるときは、契約監理課カウンタ入札箱への投函方式による入札合せに係るくじ要領（契約監理課ホームページ掲載）の例により、決定します（くじの辞退はできません。くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。）。

（３） 最も安価な入札金額が予定価格を超えている場合は、この競争入札は不調となりますので、最も安価な入札金額をもって見積もった業者と契約金額等について協議します。

（４） （３）の場合において、最も安価な入札金額をもって入札もった業者が２者以上あるときは、当該２者以上の業者で、再度、入札を徴取し、決定します。

９　契約の相手方の決定の取消し

８により行った契約の相手方の決定の取消しについては、高松市契約規則第１４条の５の例によるものとします。

10　契約の締結について

契約に当たっては、別添の契約書により契約を締結します。

なお、契約書は別途指定する期限までに教育局総務課に提出してください。

11　異議の申立て

入札者は、入札書提出後は、この要領その他入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

12　不当要求行為排除について

市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合

や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

（もっと高松トップページ(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/)≫事業者の方≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ)

13　周知事項

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます。

※　同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※　市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

14　適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

（１）　所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

（２）　雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

（３）　労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

（４）　賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

（５）　労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働

者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

（６）（１)から(５)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

15　平成２４年６月１日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第２６号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています。御留意ください。

16　本入札は、令和８年度業務委託の契約に先立つ準備行為として行うものであり、令和８年度予算が市議会において可決されることを前提（停止条件）とするものです。

高松市指名停止等措置要綱別表第２６号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1　要綱別表第２６号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

（1）　予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為

（2）　入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為

（3）　監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為

（4）　市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為

（5）　執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為

（6）　暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反

（7）　市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

17　問合せ先

〒760-8571　高松市番町一丁目８番 15 号

高松市役所　教育局総務課　学校施設整備室（担当者：酒井）

TEL 087-839-2612

FAX 087-839-2615

【参考】入札書郵送用封筒記載例

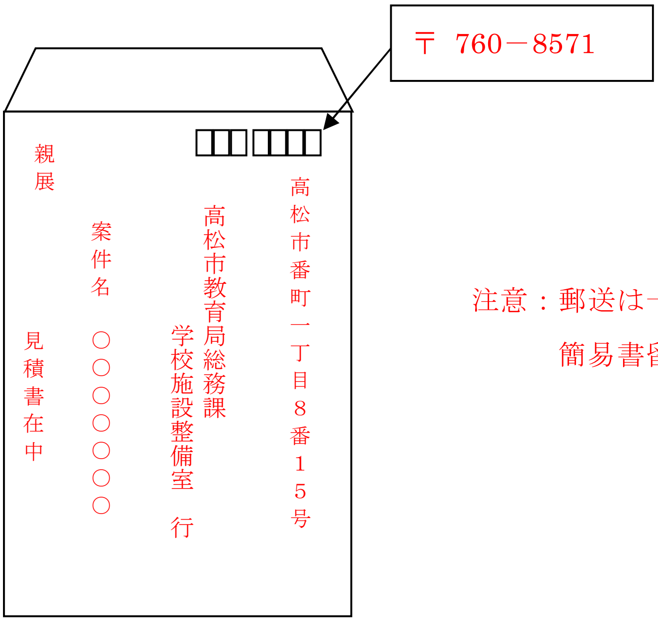

注意：郵送は一般書留又は
簡易書留に限ります。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。